

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

吹田市議会会議録 1 号

令和 7 年（2025 年）11 月 26 日（水）（第 1 日）

吹田市議会会議録 1 号

令和7年11月定例会

○ 議事日程

令和7年11月26日 午前10時開議

- 1 会期の決定について
- 2 議案第86号 令和6年度吹田市水道事業会計剰余金の処分について
議案第87号 令和6年度吹田市下水道事業会計剰余金の処分について
- 3 認定第1号 令和6年度吹田市一般会計歳入歳出決算認定について
- 4 認定第2号 令和6年度吹田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和6年度吹田市部落有財産特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和6年度吹田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号 令和6年度吹田市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 5 認定第8号 令和6年度吹田市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号 令和6年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
認定第10号 令和6年度吹田市水道事業会計決算認定について
認定第11号 令和6年度吹田市下水道事業会計決算認定について
- 6 認定第4号 令和6年度吹田市勤労者福祉共済特別会計歳入歳出決算認定について
- 7 認定第5号 令和6年度吹田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 8 報告第29号 吹田市開発ビル株式会社の経営状況について
報告第30号 損害賠償額の決定に関する専決処分について
報告第31号 損害賠償額の決定に関する専決処分について
報告第32号 損害賠償額の決定に関する専決処分について
- 9 議案第99号 訴えの提起について
議案第117号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第3号）
議案第88号 吹田市旅費条例の一部を改正する条例の制定について
議案第89号 吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について
議案第90号 吹田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第91号 吹田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第92号 吹田市立千里第三小学校昇降機棟増築及び旧千里山西デイサービスセンター大規模改修ほか工事（建築工事）請負契約の締結について
議案第93号 吹田市破碎選別工場等改修工事（建築工事）請負契約の一部変更について
議案第94号 旧市営岸部北住宅解体撤去工事請負契約の一部変更について
議案第95号 上の川上面整備工事請負契約の一部変更について
議案第96号 佐井寺西土地区画整理事業に係る雨水調整池等築造工事（その2）請負契約の一部変更について
議案第97号 重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事（I期工事）請負契約の一部変更について

- 議案第98号 調停条項案の受諾について
議案第100号 公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について
議案第101号 吹田市津雲台市民ホールの指定管理者の指定について
議案第102号 吹田市高野台市民ホールの指定管理者の指定について
議案第103号 吹田市佐竹台市民ホールの指定管理者の指定について
10 議案第104号 吹田市桃山台市民ホールの指定管理者の指定について
議案第105号 吹田市青山台市民ホールの指定管理者の指定について
議案第106号 吹田市古江台市民ホールの指定管理者の指定について
議案第107号 吹田市竹見台市民ホールの指定管理者の指定について
議案第108号 吹田市立内本町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第109号 吹田市立亥の子谷コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第110号 吹田市立千一コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第111号 吹田市立千里山コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第112号 吹田歴史文化まちづくりセンターの指定管理者の指定について
議案第113号 吹田市立武道館の指定管理者の指定について
議案第114号 吹田市立総合運動場の指定管理者の指定について
議案第115号 吹田市花とみどりの情報センターの指定管理者の指定について
議案第116号 地方独立行政法人市立吹田市民病院第4期中期目標の策定について
議案第118号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第4号）
議案第119号 令和7年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第120号 令和7年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第1号）

○ 付 議 事 件

議事日程のとおり

○ 出 席 議 員 34 名

1番	益 田	洋 平	2番	梶 川	文 代
3番	五 十 川	有 香	4番	西 岡	友 和
5番	久 保	直 子	7番	石 川	勝
8番	後 藤	恭 平	9番	中 西	勇 太
10番	玉 井	美 樹 子	11番	山 根	建 人
12番	村 口	久 美 子	13番	後 藤	久 美 子
14番	川 田	尚	15番	江 口	礼 四 郎
17番	浜 川	剛	18番	井 上	真 佐 美
19番	野 田	泰 弘	20番	竹 村	博 之
21番	塩 見	み ゆ き	22番	柿 原	真 生
23番	清 水	亮 佑	24番	今 西	洋 治
25番	林	恭 広	26番	澤 田	直 己
27番	白 石	透	28番	有 澤	由 真
29番	矢 野	伸 一 郎	30番	小 北	一 美
31番	橋 本	潤	32番	乾	詮
33番	高 村	将 敏	34番	井 口	直 美
35番	泉 井	智 弘	36番	藤 木	栄 亮

○ 欠 席 議 員 0 名

○出席説明員

市長	後藤	圭二	副市長	春藤	尚久
副市長	辰谷	義明	危機管理監	岡田	貴樹
総務部長	山下	栄治	行政経営部長	今峰	みちの
税務部長	中村	大介	市民部長	大山	達也
都市魅力部長	脇寺	一郎	児童部長	道場	久明
福祉部長	梅森	徳晃	健康医療部長	岡松	道哉
保健所長	松林	恵介	環境部長	道澤	宏行
都市計画部長	清水	康司	土木部長	真壁	賢治
下水道部長	愛甲	栄作	会計管理者	伊藤	さおり
消防長	山田	武史	水道事業管理者職務代理者 水道部長	原田	有紀
理事（子育て支援センター担当）	北澤	直子	理事（公共施設整備担当）	伊藤	登
理事（地域整備担当）	梶崎	浩明	教育長	大江	慶博
学校教育部長	井田	一雄	教育監	植田	聰
地域教育部長	二宮	清之			

○出席事務局職員

局長	岡本	太郎	参事官	守田	祐介
参事官	東貴	一	主幹	森岡	伸夫
主幹	辻本	征志	主査	今井	理香子
主任	西村	雄貴			



（午前10時 開会）

○矢野伸一郎議長 ただいまから11月定例会を開会し、

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

応招議員は34名、ただいまの出席議員は34名であります、病気その他の理由による欠席届出者はありません。

本日の議事日程はお手元に配付いたしております

ので、それにより御承知願います。

本定例会の会議録署名議員を私から指名いたします。

8番 後藤議員、10番 玉井議員、13番 後藤議員、以上の議員にお願いいたします。

そのほか、本定例会の議事説明員につきましては、別紙、お手元に配付いたしております令和7年11月定例会議場座席表に記載の議事説明員のとおり出席要請いたしましたので、御承知願います。

議場座席表

令和7年11月定例会
(2025年)

○矢野伸一郎議長 議事に先立ち、市長の挨拶を受けることにいたします。市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 おはようございます。11月定例会の開会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。本日は、今定例会に御参集を賜り、ありがとうございます。

それでは今回提案予定の案件を御説明いたします。

報告案件といたしまして、吹田市開発ビル株式会社の経営状況についての報告等4件、条例案件といたしまして、吹田市旅費条例の一部を改正する条例の制定等4件、単行事件といたしまして、吹田市立千里第三小学校昇降機等増築及び旧千里山西デイサービスセンター大規模改修ほか工事（建築工事）請負契約の締結等25件、予算案件といたしまして、令和7年度吹田市一般会計補正予算（第3号）等4件でございます。

以上のほかに追加予定案件といたしまして、報告案件として、損害賠償額の決定に関する専決処分が1件、条例案件として、吹田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定等4件、予算案件として、令和7年度吹田市一般会計補正予算（第5号）等7件につきましては、成案が得られましたら、それぞれ追加提案をさせていただきたく存じます。

以上が、今回の提案予定案件でございます。

各詳細につきましては、担当部長より説明をさせていただきますので、よろしく御協議賜りますようお願いを申し上げます。

○矢野伸一郎議長

これより議事に入ります。

○矢野伸一郎議長 日程1 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は本日から12月22日までの27日間といたしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、会期は27日間と決

定いたしました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程2 議案第86号及び議案第87号を一括議題といたします。

本件につきましては、過般の本会議におきまして、決算常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について、委員長から報告を受けることにいたします。18番井上議員。

（18番井上議員登壇）

○18番 井上真佐美議員 過般の9月定例会におきまして、決算常任委員会に付託されました議案第86号 令和6年度吹田市水道事業会計及び議案第87号 令和6年度吹田市下水道事業会計の剰余金の処分について、審査しました結果を一括して報告いたします。

本委員会は分科会を含め、10月1日、22日、29日の三日間にわたり慎重に審査しました結果、全員異議なく、議案第86号及び議案第87号を原案のとおり承認しました。

なお、質疑等の内容につきましては、グループウェア上への掲載などでお示ししております決算常任委員会記録のとおりであります。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第86号及び議案第87号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましたが異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第86号及び議案第87号は原案どおり可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程3 認定第1号を議題

といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、決算常任委員会に付託し、御審査願つておりますので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。18番 井上議員。

（18番井上議員登壇）

○18番 井上真佐美議員 過般の9月定例会におきまして、決算常任委員会に付託されました認定第1号 令和6年度吹田市一般会計歳入歳出決算認定について、審査しました結果を報告いたします。

本委員会は分科会を含め、10月1日、17日、20日、21日、22日、29日の六日間にわたり、慎重に審査しました結果、賛成者多数で認定第1号を承認しました。

なお、質疑等の内容につきましては、グループウェア上への掲載などでお示ししております決算常任委員会記録のとおりであります。

また、本議案に係る本委員会からの提言として、不登校対策事業の効果検証、見直し、拡充についての1項目を取りまとめ、教育長に提出しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 認定第1号 2024年度吹田市一般会計歳入歳出決算認定について、日本共産党議員団を代表して意見を述べます。

まず、評価できる点について。

指定管理者制度について述べます。

本市では、2年前に市民プールで従業員の給料遅配がありました。総務省は昨年、物価高騰への対応、労働法制遵守、人件費高騰への自治体の対応についての通知をしています。労働法令の遵守、徹底については、行政経営部策定の指定管理者制度ガイドラインに反映し、労働法令遵守の状況把握を行うため

の詳細なチェックリストを作成したことは評価できます。しかし、各施設を所管する部署が十分に理解している状況とは言えません。公の施設の管理運営について、労働法令の遵守を指定管理者任せにしないよう求めます。

居場所サポート事業について。

不登校対策や学習支援に必要な人材であることは間違いないとのことです。教員免許を持つ方の掘り起こしにもつながり、現場の教員からも効果があるとお聞きします。全校配置も検討していくことですので、更なる拡充を求める。

文化財保護文化財保全事業について。

市の有形民俗文化財だんじりを所有する自治会やその他文化財を所有する市民にとって重要な事業であり、更なる充実を求める。物価高騰により修理費用や資材も高騰しており、高額な保存、修理においては、歴史的文化財保全の観点から、従来の枠組みにとらわれず、旧西尾家住宅のように特別な予算の枠組みで行うよう検討を求める。

妊娠・出産包括支援事業について。

産後ケア利用料の減免は、所得の状況にかかわらず、利用しやすい環境を整えるものです。今後、利用施設の拡大とともに、ヘルパー事業所が受けること多く、人材確保が併せて課題です。児童部と福祉部との連携を求める。

障がい福祉事業について。

資格取得支援のための経費を一部補助する制度を拡充し、雇用前の職員を対象にし、新たに介護福祉士実務者研修を追加、補助率を全て3分の2に引き上げ、利用も予算額を上回るものであったことから、評価するとともに、更なる充実を求める。物価高騰に係る福祉施設等への応援金支給については、昨年度に引き続き、市民生活を支える重要な社会インフラであり、継続して取り組むことを求める。

第2子保育料の無償化、4・5歳児クラスの保育士配置基準の拡充については、関係者や保護者の願いであり、我が会派も求めてきました。しかし、配置基準については保育士確保が困難なことから、全ての保育所ではありません。引き続き保育士確保策を充実し、配置基準の拡充が実施されるよう求めま

す。

新たに子供食堂等への運営費助成を実施することは、子供食堂運営者から望まれていたもので、ボランティア助成経費は全額府の補助金で賄われました。関係者の声をよく聞き、市独自でも支援を充実することや、現在、10中学校区13か所で行われている子供食堂を目標の全18中学校区への設置、さらに、小学校区に一つ以上の設置を目指し、引き続き取り組まれるよう求めます。

交通弱者への支援取組について。

コミュニティバス事業で千里丘地域、千里山地域とも年々利用者数が増加しており、引き続き利便性の向上に努力されたい。バス停への上屋、ベンチ設置では、2022年度からバス事業者へのベンチ設置に対して補助事業の実施と併せて、24年度から市が上屋とベンチを設置する委託事業を導入したことを評価できます。夏の猛暑の中でも、高齢者や障がい者がより安心して利用できる公共交通の整備に一層努力されたい。

2025年3月に江坂駅北側エレベーターが供用開始されました。長年の市民要求であり、粘り強く議会でも取り上げられてきたことを、鉄道事業者と関係機関が努力をし、実現したことは評価できます。

次に、改善必要な点に述べについて述べます。

指定管理者制度は、小泉政権において構造改革の一環として導入されました。市民の福祉増進を目的とする公の施設の管理運営を民間に広く開放されることを狙いとし、競争原理が働き、効率的な市民サービスが提供できることとメリットが強調されてきました。しかし、20年以上が経過し、生産年齢人口の減少、急激な物価高騰、人件費増など、社会経済情勢の変化により、公の業務や施設の管理を民間に委ねることのリスクも徐々に明らかになってきています。

総括質疑では、指定管理者制度導入後に担い手が変わった施設を対象に、過去5年間の年度ごとの収支を見ると、赤字の割合が17%、26%、25%、35%、46%と指定管理料を増額した年度を除き上昇していることが明らかになりました。この間、市と指定管理者とのリスク分担表において、急激な物価上昇の場合、協議事項とする項目を設けました。単年度ご

とに黒字化しなければならないものではないが、5年間を通して赤字となっている施設も多数あり、市民サービスに支障を来さない安定的な運営のためには、直営に戻すことも検討する段階に入ってきていると考えます。

職員の人事異動についての状況は、平均在課年数は2017年度の4.9年から2024年度は4.1年になり、8年間で0.8年短くなっています。市は業務の属人化をやめる、キャリアプラン、ジョブローテーションなどに取り組んだ結果、このようになっているとしているが、どの業務も一定の経験が必要であり、頻繁な人事異動は当該職員だけでなく、その部課の職員にも負担が大きい。職員のモチベーション維持や異動希望制との関係もあるが、この間、続く在課年数の短縮については慎重に考えるべきです。

常勤監査委員の公募について。

初めての公募を行ったが、これまで同様、市の職員OBが選任された。識見委員二人のうち一人は会計士であり、地方公共団体の財務管理、企業の経営管理に加え、その他の一般行政事務についても、専門高度の学識や経験を有する者という趣旨からは、もう一人の識見委員を公募することは、そもそもなじまないものである。加えて、選考内容も非公表で透明性が確保されておらず、公募に係る職員の作業や経費は、不必要であったと言える。副市長人事の同意を得る際に、無関係の常勤監査委員の公募を決めた市長自らきちんと総括されたい。

専門性を発揮する業務を担う会計年度任用職員の待遇改善について述べます。児童、生徒の医療的ケアを担う学校看護師については、必要とする人材確保が困難であったため、2024年度からは派遣会社による看護師を採用しました。決算額をそれぞれ1時間当たりの単価にすると、会計年度任用職員の場合、2,557円に対し、派遣看護師の場合3,502円となり、全体で派遣看護師のほうが多大な経費がかかっています。専門性を発揮する業務を担っている会計年度任用職員は、職種ごとに基礎号給を決めており、学校看護師の場合、その時給はパート・アルバイト全国平均より低く上限額が設定されているため、4年で昇給が頭打ちとなり、それ以降は専門職の経験が

評価されません。今年8月に、総務省が新たな会計年度任用職員制度の運用に係る事務処理マニュアルを発出し、給料表の範囲であれば上限なく定期昇給が可能となる考えが示されました。また、鳥取県では短時間勤務正規職員制度を創設し、専門職の会計年度任用職員を正規職員として雇用の安定につなげています。本市においても給料表の格付の見直しや、上限額の撤廃、短時間勤務正規職員制度の創設など、専門性を生かして働く会計年度任用職員の処遇改善を図り、人材確保と働き続けられる職場づくりに努力されたい。

小学校35人学級について。

35人を超える学級数は増加傾向にあり、講師確保策も含めて特別な対策を講じる必要があります。教員の残業時間については、2023年度をピークに、2024年度は一定改善も見られますが、多い学校では月平均50時間を超えており、改善が必要です。また、2024年度では、年度当初から12名の教職員が欠員状態となっており、場当たり的な対応ではなく、教職員確保についての抜本的な対策が必要です。

学童保育について。

指導員不足は慢性的な状態となっており、直接雇用につなげるとしていた派遣指導員受入れに対しては、施策開始からの3年間で直接雇用で定着して働いているのが7人とのことで効果は限定的です。国補助金の活用の検討も含め、処遇改善で指導員を確保する努力を行うべきです。

次に、昨年度から地区公民館行事の市報掲載が全てQRコードとなり、市民、特にスマホに不慣れな高齢者から改善を求める声が上がっています。急激な変更はスマホに不慣れな高齢者のデジタルディバイドを引き起こしております。より丁寧な対応、改善が求められます。

市内事業者への優先発注では、監査委員から市内事業者への優先発注については部局間で取組に差が見られました。本市経済の活性化及び地元事業者の育成の観点から、市内事業者への受注機会拡大が図られるよう、市の要領等に基づき着実に取り組んでくださいという意見が付けられました。これに対して、副市長は市内企業拡大は吹田市のためでもある

から、しっかり取り組んでいると応じました。着実に取り組んでいただきたい。

高城児童会館移転建て替え後の日の出町児童センターについて、ほかにない18歳までの受入れや不登校の居場所等、新たな機能を加えるとともに、その他の児童センターでも中学生までの受入れを行う検討がスタートしました。機能強化にもかかわらず、人の配置は増やさず、研修も十分ではありませんでした。

2024年度当初の保育園未利用児、いわゆる待機児童数が900人以上に上りました。市は、国基準では待機児童が解消したとして、待機児童解消アクションプランを終了していますが、実態は入りたくても入れない、兄弟分園や遠方で入所を諦めざるを得ない子供たち、保護者たちが多数います。市はこれらの状況を真摯に受け止め、真の待機児童解消に向けた特別な対策を求めます。

発達支援保育の見直しについては、行われた年度ですが、これから利用者にとって大きな変更であるにもかかわらず、内部で決めてから、限定的なアンケートしか行っておらず、吹田市が独自でつくってきた早期発見、早期療養のシステムが大きく変更となるものです。当事者や保護者の意見をよく聞かずに進めることは、子どもの権利条約や障害者権利条約にも反するものです。また、児童発達支援事業所が市内に増えており、その事業所の療育との連携や事業者への支援も併せて求めます。

次に、第9期吹田市高齢者保健福祉計画、第9期吹田健やか年輪プラン策定に当たっての事業所アンケートでは、61.5%の事業所で職員が不足していると回答し、障がい福祉事業所の職員充足率は40.7%であり、事業の維持ができなくなる危険水域となっています。他の職種に比べ賃金が低いことが人材不足の一つと考えられます。特に、高齢者の分野での実施をされた資格取得の支援については、実際は予算額の半分以下の執行にとどまっており、新たな人材の確保策が求められています。地域包括支援センターでも一人増員配置を2023年度から進めていますが、2024年度も幾つかのセンターでは、人材不足により増員の配置ができませんでした。福祉系の大学

や学校との連携で、新卒の学生の獲得のための奨学金代理返還制度や、家賃補助等、実質的に賃金の上乗せになるような、保育士サポート給付金のような、福祉サポート給付金を創設するなど、課題とし、思い切った対策を実施することが求められています。

駅前自転車駐車場については、JR吹田駅前中央、JR吹田駅前北、江坂駅前中央の各自転車駐車場で定期利用者待機台数が100台を超えるなどの実態があり、早期の改善を求めます。

市営住宅については、空き戸数が年々若干はあるが増えており、その多くが有効活用できていません。改善策として、この12月募集から随時募集を実施されますが、同時に階段戸やお風呂設置の課題、バリアフリー化など施設の改善が必要です。

次に、問題点を述べます。

学校規模適正化については山五小学校による影響を鑑み、子供たちに寄り添い、丁寧に進めるとしていたにもかかわらず、市が配置するとしていた学校問題解決支援員が配置できず、市費では事務職員のみ配置にとどまりました。また、子供たちにとって山五小最後の1年間であるにもかかわらず、組織マネジメント力を有する管理職を配置する計画などという市の事情で、山五小学校長を移動させたことは、おおよそ山五小の子供たちに寄り添った対応と言えず問題です。市長は子供たちの意見を聞くと発言されていましたが、そういう場は一切設けられませんでした。総括質疑ではそれらの反省もなく、子供たちに責任を転嫁するような発言までし、残念としか言いようがありません。大人として、また、為政者として、子供たちの目にどう映っているのかを深く考えていただきたいと思います。大人たちの不誠実な対応は子供たちへの教育的観点からもよい影響をもたらすとは思えず、深く憂慮するところです。

次に、高等学校等学習支援金支給事業廃止に伴う奨学基金の廃止に至る経過について述べます。

奨学基金は高等学校と学習支援金制度として充てられてきましたが、この制度の廃止を当事者に知られませんでした。基金の残金3,200万円の使途について、教員の働き方改革や不登校対策予算に活用するよう検討を行ったとのことです。そもそもの

制度創設のきっかけとなった寄附者の意思や趣旨とは異なるものです。現在も物価高騰が続く中、経済的な困難を抱える家庭の子供たちが希望を持って高校生活が送れるような制度に残すべきでした。

障がい者福祉年金の廃止について、障がい者福祉年金条例廃止の検討時、8,211人の受給者がおられました。その当事者には何も知らせず、意見を聞くことなく、一方的に廃止を決めました。条例廃止であるにもかかわらず、パブリックコメントすら行われませんでした。障害者権利条約のスローガンである私たち抜きに私たちのことを決めないで反するものです。また、条例廃止の提案時には、廃止後の財源の使い道は示さず、後に現金給付からサービス給付の充実の方針が示されました。しかし、2024年度実施の財源活用事業は、医療的ケア児童の受入れや、子ども発達支援センターの心理士、作業療養士等専門職の増員、法改正によるものなど、福祉年金の財源がなくとも行われなければならない、また、これまで実施し、今後充実する計画が廃止以前から示されていた事業であります。サービス給付の充実と言いますが、そもそも障がいのある人が障がいのない人と同じように、食べることや排せつをはじめ当たり前の生活をする、また、医療的ケアを必要とする人にとっては呼吸することなど、生きるために支援であり、サービスではありません。市として当然やるべき事業です。年金廃止財源はあくまで障がい者や難病の方たちへの経済的支援として再構築すべきであり、極めて不十分であり、認めることはできません。

市内の主な8公園について、パークPFIの名の下に公園の管理運営を民間に委託する方針の下で、2023年度から桃山公園と江坂公園で実施が始まりました。導入時の議論で懸念されていた従来の公園利用、本来の公園利用が阻害されないかとの指摘が決算審査の中でも明らかになりました。

江坂公園では、2024年度の事業者が実施した集いの広場を利用した大がかりなイベントの実施回数は10回で、延べ44日、また、市が主催してのイベント回数は8回で、延べ10日で、合計18回54日に及びます。江坂公園でイベントが多いのは特性とされまし

たが、事業者と行政の都合としか思えません。今後の在り方について、公園協議会の構成も含めて幅広く住民参加で検証することを求めます。

次に、物価高騰から市民生活を守る支援について。

実質賃金が3年連続マイナスに加え、物価高騰による市民生活が厳しくなっている中、物価高騰対策は小学校給食全額補助を半年間のみ実施、中学校給食半額補助、福祉施設等への応援金支給、低所得者支援金給付の支援については評価するものですが、幅広い市民への支援は実施されませんでした。2024年度の一般会計は国の交付金の減少や物価高騰による負担増、人件費や扶助費の増加などがあり、財政調整基金から19億円の繰入れが行われました。しかし、決算後も、財政調整基金は約129億円の残高があり、小学校給食全額補助の通年実施や、中小業者及び全市民を対象とした物価高騰支援策を市独自で積極的に実施すべきであったと考えます。地方自治体の仕事は住民の福祉の向上にあります。こんなときだからこそ、市民生活と地域経済を支える本市の役割が一層求められます。

しかし、独自の物価高騰対策も乏しく、市長が傾聴と対話と言いながら、実際の政策においては、とりわけ弱い立場にある当事者の声を真剣に聞いているとは考えられない姿勢は本当に残念と言わなければなりません。

以上述べたように、具体的に評価できる点、努力が見られる点もありましたが、一方で、問題の多い本認定第1号を承認することはできません。

以上、意見いたします。

○矢野伸一郎議長 25番 林議員。

(25番林議員登壇)

○25番 林 恭広議員 認定第1号 令和6年度吹田市一般会計歳入歳出決算認定について、大阪維新の会を代表して意見を申し述べます。

まず、今回の決算で見過ごすことのできない点について申し上げます。

本市には令和元年度に新規事業は流用ではなく、議会の議決を経て進めるべきとの御提言が示されています。

しかしながら、危機管理室が輪島市支援に伴う職

員旅費をほか予算から流用していたことは、金額の多寡ではなく、行政姿勢をそのものが問われる事案です。議案との信頼関係を揺るがしかねない対応であり、再発防止を強く求めます。

一方で、小学校給食費無償化など市民生活を支える政策が着実に進んだ点は評価できます。

しかし、財政調整基金を19億円取り崩すという状況は極めて重く、本市が厳しい財政局面にあることは明白であり、来年度以降の財政運営こそが本市の行方を決めると考えます。

我が会派は令和7年度決算、そして、令和8年度予算案をこれまで以上に厳正に見極めてまいります。そして、何より後藤市長には、残り任期の1年半という短期的な課題対応にとどまらず5年、10年先を見据えた財政再建に正面から取り組む覚悟が求められます。市民は市長と副市長に、今、そして、これから吹田の未来を託しております。その多大な期待に応えるための責任ある市政運営を強く求めます。

以上、申し述べた上で、本決算には賛成いたします。

○矢野伸一郎議長 3番 五十川議員。

(3番五十川議員登壇)

○3番 五十川有香議員 認定第1号 令和6年度吹田市一般会計歳入歳出決算認定について、市民と歩議員の会として意見を申し述べます。

先日の委員会で述べました決算資料の在り方や組織体制の改善、施策提案に至るプロセスの在り方、各種補助金の現状に合った見直し、指定管理や業務委託における委託料の算定など、学校や保育施設等の中・長期を見通したゆとりある施設整備の必要性、がい者年金廃止をはじめとする福祉サービス等の当事者意見を真摯に受け止めない、吹田市の計画行政を逸脱した姿勢などと併せて、以下申し述べます。

まず、令和6年度は経常収支比率が101%となり、単年度収支赤字であったことについて、その原因を吹田市は物価高対策として、市民生活や事業活動の支援を行ったほか、給与改定等の人件費の増、保育所等第2子無償化などの市民ニーズに応じた取組、将来に向けた必要な投資も進めているなど述べられていましたが、財政調整基金残高については、令和

6年度決算と同じペースで減少が仮に続くと、約8年で残高がなくなるといったことも市は示していました。総括質疑等でも、他の会派の方々も述べられていましたが、中・長期的な視点で見通しを持った持続可能な財政運営における市長の説明責任は大きいものです。

次に、複数年、監査委員の報告書や私たちも複数年にわたって指摘をさせていただいた流用の件については、総括質疑において、流用理由などを知るには、議員自ら資料請求をするか、分科会等で質問をして、ようやく明らかになるのが現状であるということを指摘をしました。その指摘に対し、当初から、当該事業以外に流用されたことを報告する仕組みを設けてはどうかと提案をしますと、副市長からは、本来、補正予算を計上すべきものを流用対応することは厳に慎まなければならないと考えております、また、予算にかかわらず、所管に対しては、必要に応じて、議会へ丁寧な説明を務めるように指示をしているところという御答弁がありました。

上部の方々は、議会へ説明するように伝えているけれども、職員の方々がしていなかつたと捉えられる御答弁であり、組織内の意思疎通に大きな疑問を抱きました。

それであればなおさら、流用に対する基本的な姿勢を各部署において改めていただきたいですし、できていない点は、その指揮命令系統自体も認識が行き届いていたのかなども含めて、組織全体として改めて猛省していただきたいと思います。

個別の事業案件で加えて申し上げますと、産前産後の対応については、産前産後鬱などが増えている中、改めてより現状に即した事業へと充実をしていただきたい。改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から全年齢層に対して、自転車ヘルメット着用の努力義務化に対して、交通事故時の被害を軽減する自転車ヘルメットの着用率の向上と普及啓発の一環として、購入費の一部の補助を行ったことについては、決算審査においても、助成された方々への啓発や、その方々のその後の状況についても検証されず、また、補正予算を計上しながらも、予算より申請件数は少ない状況であったことから、費用

対効果は分かりません。本来、吹田市がすべきなのかどうかという事業を改めて精査し、安易な助成はやめるべきです。

総合福祉会館にある子育て支援センターとしての機能性のハードの面の課題は喫緊の課題であり、利用市民の使いやすい早急な整備を求められます。

そして、改めて、これまで議案提案の際に、よく提案プロセスの説明に必ずと言っていいほど登場する、市民に公開されておらず、いつ開催をされたのかも分からぬ公共施設最適化推進委員会における重要な政策も含めた府内決定がほとんど政策決定となっている問題について。

まず、この会議の実施前には、その部署自体が関係市民等に説明も相談もしていないこと、ほとんどの案件がすぐ後の定例会に予算等を議案にて提案をしていることにより、関係する地域住民等の方々や市民が知って、市と議論等ができるのは議会での予算の提案の直前になっていたという複数の実態が決算委員会において明らかとなりました。

ちなみに、吹田市には市民に議論内容後日公開している政策決定会議等もあるのですが、それではなく、この公共施設最適化推進委員会を基に、議案提案されているものが圧倒的に多くあります。

総括質疑の答弁において副市長は、各部局で様々な方法や機会を通じて把握に努めているものと認識しているとのことで、これらの実態や市民感覚と、組織全体としての認識は合っていないと言わざるを得ません。

ただ、副市長も透明性の高い行政運営を努めてまいりたいと御答弁で言われていますので、いま一度政策決定のプロセスにおいては、行政の方向性が固まる前の段階から、どのような形式で市民に情報公開し、関係者を含めた市民への意見聴取、市民との協議の場を設けるべきか、全部局にて考え直す必要があります。

当該委員会のみの問題ではなく、市民のための制度や行政サービスを展開している中で、この制度を変更したら、どの人にどんな影響があるのか、当事者の方々と向き合う姿勢や、その想像力に欠けるような対応は本当にやめていただきたいです。

そもそも、その象徴がこれらに向き合っていない、その象徴が、障がい者年金廃止や就学基金を活用した学習支援金の廃止ではないでしょうか。

市民の実態を無視し、行政として、この会議で決定したから市民への丁寧な説明に努めるといった丁寧に行うという場面を間違い、それをあたかも丁寧に市政運営しているというようなすり替えや、公権力の横暴とならないよう、吹田市自治基本条例吹田市市民参画の推進に関する指針の趣旨に合った民主的な声を聞く、その声を生かす仕組みの改善を強く求めます。

以上、申し上げまして、令和6年度一般会計歳入歳出決算認定については反対といたします。

○矢野伸一郎議長 以上で討論を終わり、認定第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告どおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者多数であります。よって、認定第1号は認定されました。



○矢野伸一郎議長 次に、日程4 認定第2号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、決算常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。18番 井上議員。

（18番井上議員登壇）

○18番 井上真佐美議員 過般の9月定例会におきまして、決算常任委員会に付託されました認定第2号 令和6年度吹田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査しました結果を報告いたします。

本委員会は分科会を含め、10月1日、21日、29日の三日間にわたり慎重に審査しました結果、賛成者多数で認定第2号を承認しました。

なお、質疑等の内容につきましては、グループウェア上への掲載などでお示ししております決算常任委員会記録のとおりであります。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対して質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

10番 玉井議員。

（10番玉井議員登壇）

○10番 玉井美樹子議員 認定第2号 2024年度吹田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日本共産党吹田市議会議員団を代表して意見を申し述べます。

2024年度は、大阪府が全国に先駆けて進める国民健康保険制度の府内統一化によって保険料が引き上げられました。大阪府が示した標準保険料、医療分は所得に応じて決まる所得割が9.1%から9.56%へ、子供も含め人数に応じて上乗せをし、人頭税とも指摘をされる均等割も引上げとなり、多子世帯や子育て中のシングル家庭など深刻な影響が及びました。これまで多子世帯や低所得者への負担軽減や住民の生活状況などを踏まえて独自の減免措置を実施し、繰越金7億円を使って保険料の値上げを抑えたように、必要に応じた財政補助を行うなどして、吹田市は努力をしてきました。

しかし、府内統一化によって、減免など市独自の措置は取れないとしていますが、国民健康保険は、国民健康保険法に明記をされているとおり社会保障です。府内統一化が行われ、実質的な賦課権が大阪府に移ったとしても、法の趣旨にのっとり、賦課限度額を含めた保険料の決定に最終的な責任を持つべきでした。中小企業の労働者が加入をする協会けんぽの保険料と比べ、約2倍の保険料を、せめて協会けんぽの保険料と同水準までに引き下げるために公費負担を増額すること、ほかの保険にはない一人一人に係る均等割を廃止することを国や大阪府に求めてください。

窓口の委託が年度の途中から実施をされました。市民からの問合せの際に、今までならすぐに答えられたものが待ち時間が発生することなど、市民サー

ビスの低下と言えます。個人情報の取扱い、職員の知識や経験が蓄積されないことについて、今後、検証することを求め、以上反対の意見といたします。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 認定第2号 令和6年度吹田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、市民と歩む議員の会として意見を申し上げます。

先日の決算委員会で述べました国民健康保険の運営並びに保険料の大阪府内統一化の問題点をはじめ、低所得者の負担軽減等を図るための交付金等による負担や、子供の均等割の対象年齢を拡大する必要性、保険者努力支援制度等の分配の公平性と明確化、9月から開始された窓口委託の必要性は感じないと言えるなどなどといった意見と合わせ、加えての意見を以下申し述べます。

令和6年度から大阪府内統一保険料率となり、大阪府国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険の運営をする、府内統一化するといった大きな変革をしたのではありますが、被保険者の皆様にとってよかったですと思ってもらえるような効果やメリットなどは全くないと言わざるを得ません。

以前の吹田市では、応益負担の原則に基づいて、所得割に比重を置いて、均等割や平等割について押さえまいりましたが、府内統一化による新たな保険料の上限率は、低所得者のほうが特段に高い率となっていて、応益負担の原則を逸脱した保険料率になっている。これでは低所得者層には大変厳しい負担増を強いてしまっている。また、低所得帯も含め、ほとんどの所得帯の保険料が上がって、値上げとなったその金額も、過去に吹田市で保険料が値上げになることがあっても、その金額は数千円であったのが、府内統一化になった途端の値上げ額は数万円という人も多くおられましたが、これまでも高過ぎると言われ続けていた国民健康保険料が、府内統一化によっていきなり値上がりした。その高い保険料を今後も支払い続けなければならないことに納得している人はおられないでしょう。

吹田市民である国民健康保険加入者の皆様に対して、保険料が値上げとなったその負担増、そのお金

が一体どこに使われたのかをまずは明らかにする、見える化をするよう、大阪府に強く求めるべきです。

また、大阪府からの支出金が減額されていましたが、その理由や算定等の根拠などについても明らかにするよう大阪府に強く求めてください。

また、大阪府国民健康保険運営方針では、賦課金は市にあるとしながらも、市独自の減免や多子世帯や低所得などの負担軽減等を行うことが許されておらず、国民健康保険料の支払い義務者の皆様の負担を増大させている。吹田市の独自性や自治権をも侵害していると言っても過言ではありません。府内統一化の現運営状況については、到底納得できるものではありません。市民の皆様の状況をきめ細かく把握をして対応することができる、市民の皆様に直面している最先端にいる吹田市だからこそできる、吹田市独自の減免や負担軽減などの必要かつ柔軟な対応ができないということは、地方分権の理念さえも形骸化されていると言わざるを得ません。

大阪府や国に対して、私たちは末端ではなく、最先端の自治体であるという自覚を持って、市民の皆様の実態に即した対応ができる社会保障制度としての在り方や、適正な国民健康保険料の算定、府内統一化における問題点などについて強く抗議をして、改善を求めていくべきです。

そして、被保険者をはじめとする市民の皆様にきちんと伝え、周知することを強く求め、以上をもちまして、令和6年度吹田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての反対意見とします。

○矢野伸一郎議長 以上で討論を終わり、認定第2号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告どおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者多数であります。よって、認定第2号は認定されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程5 認定第3号及び認定第6号から認定第11号までを一括議題といたします

す。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、決算常任委員会に付託し、御審査願つておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。18番 井上議員。

（18番井上議員登壇）

○18番 井上真佐美議員 過半の9月定例会におきまして、決算常任委員会に付託されました認定第3号 令和6年度吹田市部落有財産特別会計、認定第6号 令和6年度吹田市後期高齢者医療特別会計、認定第7号 令和6年度吹田市公共用地先行取得特別会計、認定第8号 令和6年度吹田市病院事業債管理特別会計及び認定第9号 令和6年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計の歳入歳出決算認定について並びに認定第10号 令和6年度吹田市水道事業会計及び認定第11号 令和6年度吹田市下水道事業会計の決算認定について、審査しました結果を一括して報告いたします。

本委員会は分科会を含め、10月1日、17日、21日、22日、29日の五日間にわたり、慎重に審査しました結果、全員異議なく認定第3号及び認定第6号から認定第11号までを承認しました。

なお、質疑等の内容につきましては、グループウェア上への掲載などでお示ししております決算常任委員会記録のとおりであります。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、認定第3号及び認定第6号から認定第11号までを採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告どおり承認いたしましたが異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、認定第3号及び認定第6号から認定第11号までは認定されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程6 認定第4号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、決算常任委員会に付託し、御審査願つておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。18番 井上議員。

（18番井上議員登壇）

○18番 井上真佐美議員 過般の9月定例会におきまして、決算常任委員会に付託されました認定第4号 令和6年度吹田市勤労者福祉共済特別会計歳入歳出決算認定について、審査しました結果を報告いたします。

本委員会は分科会を含め、10月1日、20日、29日の三日間にわたり慎重に審査しました結果、全員異議なく認定第4号を承認しました。

なお、質疑等の内容につきましては、グループウェア上への掲載などでお示ししております決算常任委員会記録のとおりであります。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、認定第4号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告どおり承認いたしましたが異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、認定第4号は認定されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程7 認定第5号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、決算常任委員会に付託し、御審査願つておりましたので、その結果について委員長から報告を受けるこ

といたします。18番 井上議員。

（18番井上議員登壇）

○18番 井上真佐美議員 過般の9月定例会におきまして、決算常任委員会に付託されました認定第5号 令和6年度吹田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査しました結果を報告いたします。

本委員会は、分科会を含め、10月1日、21日、29日の三日間にわたり慎重に審査しました結果、賛成者多数で認定第5号を承認しました。

なお、質疑等の内容につきましては、グループウェア上への掲載などでお示ししております決算常任委員会記録のとおりであります。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 認定第5号 令和6年度吹田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日本共産党吹田市議会議員団を代表し意見を述べます。

過去最高額となった歳入約336億円のうちの半分が約半分が被保険者からの介護保険料収入です。介護保険制度が導入された2000年当初、吹田市の介護保険料の基準額は月額3,006円でした。2024年度は6,280円と2倍以上となり、被保険者の暮らしに大きな影響を与えています。

一方、歳出額も過去最高で約332億円となりました。歳出額の約80%が介護サービス提供に対する介護保険給付費となっています。介護等の専門職による安定的なサービス提供の体制確保が介護保険事業の円滑な実施に重要であることは明白です。

介護の現場では、専門職の人手確保が困難を極め、人手不足が常態化しています。さらに、物価高、最低賃金の引上げなど、事業者は大変厳しい経営を迫られています。また、委託型地域包括支援センター

では、年間通して専門職員を必要人数確保できない状況が引き続き打開できていません。

とりわけ多くの訪問介護事業所は2024年度より国の報酬改定による基本報酬の引下げによって大きな打撃を受け、事業所運営の継続そのものが困難な事態となっています。その影響について、全ての訪問介護事業所への実態調査は行われず、次期吹田市健やか年輪プラン策定のための調査実施にとどまっています。

介護保険法第5条の3は、地方公共団体の責務として、保健医療や福祉の専門職による連携によって、被保険者が住み慣れた地域で自立した生活が続けられるよう、体制を整備する努力を求めていたるにもかかわらず、その責務を十分に果たしているとは言えません。

よって、本決算を認めることはできません。

○矢野伸一郎議長 以上で討論を終わり、認定第5号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告どおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者多数であります。よって、日程第5号は認定されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程8 報告第29号から報告第32号までを一括議題といたします。

まず、報告第29号につきましては、理事者から議案書のとおり、文書をもって報告がありましたので、それにより御承知願います。

次に、報告第30号から報告第32号までについて、理事者の報告を求めます。福祉部長。

（福祉部長登壇）

○梅森徳晃福祉部長 御上程いただきました報告第30号及び報告第31号の損害賠償額の決定に関する専決処分につきまして、一括して御説明を申し上げます。

このような御報告を申し上げることにつきまして誠に申し訳なく存じます。

議案書の19ページをお願いいたします。

まず、報告第30号につきましては、専決処分年月

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

日は本年10月29日、損害賠償額は22万1,333円でございます。

事故の概要でございますが、本年7月7日午前10時32分頃、福祉部高齢福祉室職員が、自転車で江坂公園東側付近の吹田市垂水町3丁目29番2号先の信号のない交差点を東から西へ直進しようとしましたところ、同交差点を南から北へ直進してきました相手方個人所有の普通乗用車に衝突され、同車が損傷したものですございます。

議案書の21ページをお願いいたします。

次に、報告第31号につきましては、専決処分年月日は、本年10月29日、損害賠償額は33万3,520円、賠償の相手方は、東京都千代田区神田駿河台3丁目9番の三井住友海上火災保険株式会社でございます。

事故の概要につきましては、先ほど御説明させていただきました報告第30号の事故の衝撃で跳ね飛ばされました職員と自転車が、南行き車線で停止していました普通乗用車にぶつかり、同車が損傷したものでございます。

相手方は報告第30号の相手方との保険契約を締結した保険会社でございまして、当該契約に基づき被害を受けた普通乗用車の所有者に保険金を給付したことにより、当該所有者が有する本市に対する損害保険請求権を代理取得したものでございます。

なお、これらの事故によります損害賠償金につきましては、保険による給付がないものでございます。

自転車運転上の安全管理につきましては、日頃から注意をいたしておりますところではございますが、改めて職員に対して、事故状況の周知を行うとともに、交通法規の遵守と安全運転を心がけるよう注意喚起を行いました。今後とも、自転車を含む車両運行上の安全管理には十分留意をし、事故防止に努めてまいりたいと存じますので、何とぞよろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 環境部長。

（環境部長登壇）

○道澤宏行環境部長 御上程いただきました報告第32号 損害賠償額の決定に関する専決処分につきまして御説明申し上げます。

このような御報告を申し上げることにつきまして

誠に申し訳なく存じております。

議案書の23ページをお願いいたします。

専決処分年月日は本年10月17日、損害賠償額は4万3,775円、賠償の相手方は、広島市中区鉄砲町7番18号のタイムズモビリティ株式会社でございます。

事故の概要でございますが、本年4月28日午前10時頃、環境部事業課職員運転のダンプ車が環境部事業課庁舎南側付近の吹田市津雲台7丁目4番31号先の市道を北東方向に走行中、前方から直進してきた相手方法人所有の小型乗用車と擦れ違おうとしたところ、同車に接触し、同車が損傷したものでございます。

この事故によります損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済から全額給付されるものでございます。

公用車における車両運行につきましては、万全を期すよう常々指導しているところでございますが、役付職員による会議や全体での職場会議を開催し、安全運転を心がけるよう注意喚起を行いました。

今後とも、車両運行及び業務執行上の安全管理につきましては、なお一層の注意を払い、事故防止に努めてまいりたいと存じますので、何とぞ御了承賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程9 議案第99号及び議案第117号を一括議題といたします。理事者の説明を求めます。都市計画部長。

（都市計画部長登壇）

○清水康司都市計画部長 御上程いただきました議案第99号訴えの提起について、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

議案書の51ページをお願いいたします。

本案は、旧市営丸山住宅跡地に係る所有権移転登記請求・建物収去土地明渡反訴請求控訴事件の判決が不服であるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を得て、最高裁判所に上告受理申立てをしようとするものでございます。

訴えの相手方でございますが、吹田市円山町25番15号の東畠節子さんでございます。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

次に、上告受理申立ての御趣旨でございますが、本件上告を受理する原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求めるというものでございます。

次に、訴訟の処理方針でございますが、訴訟遂行上必要に応じて行う上告受理申立ての趣旨の変更については、市長に一任することでございます。

本件の事案の概要等につきましては、議案参考資料により御説明申し上げます。

議案参考資料の61ページをお願いいたします。

まず、事案の概要でございますが、昭和47年（1972年）に相手方の父が本件土地に、本市に無断で倉庫を建築しました。平成4年2月22日に相手方が相続により当該倉庫を取得したことにより、本件土地の占有を開始しました。

その後、平成11年3月24日に相手方と本市で本件土地と相手方が所有する本件土地の隣地の境界を確定しました。

令和3年6月に旧市営丸山住宅跡地の用途廃止をした後、本市は相手方に対し、土地の明渡しを求めていましたが、令和5年8月9日に、相手方が時効取得を原因とする所有権移転登記手続を本市に求める訴えを提起しました。

これに対し、本市は令和5年11月8日に、相手方に対し、本件土地を明け渡すことなどを求める反訴を提起しました。

令和6年6月5日の第一審判決では、本市の請求が認められましたが、その後、相手方が控訴したところ、本年11月14日の第二審判決では、相手方の請求が認められたものでございます。

次に、62ページの本市が上告受理申立てを行う理由でございますが、第二審である大阪高等裁判所が相手方の請求を認め、本市に本件土地について時効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよとの判決を言い渡したため、これを不服とするものでございます。

なお、議案参考資料には、訴訟の概要及び第一審を含む訴訟の経過をお示ししておりますので、併せて御覧いただきますようお願いいたします。

以上が、議案第99号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

（行政経営部長登壇）

○今峰みちの行政経営部長 御上程いただきました議案第117号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明を申し上げます。

本案は、議案第99号 訴えの提起についてに係る歳入歳出予算を追加するものでございます。

議案書95ページをお願いいたします。

今回の歳入歳出予算の補正は、107万8,000円を追加し、補正後の総額を1,810億7,460万2,000円とするものでございます。

97ページ下段の歳出の表をお願いいたします。

第8款 土木費、第6項 住宅費で107万8,000円の追加は、訴えの提起に伴う弁護士報酬等でございます。

次に、上段の歳入の表をお願いいたします。

第18款 繰入金、第1項 基金繰入金で、107万8,000円の追加は、財政調整基金繰入金でございます。

議案第117号の説明は以上でございます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

この際、お諮りいたします。

本件については委員会付託を省略し、即決いたしたいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略し、即決することにいたします。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第99号及び議案第117号を採決いたします。

まず、議案第99号を採決いたします。

本件について承認いたしましたが異議ありません

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第99号は可決されました。

次に、議案第117号を採決いたします。

本件について、原案どおり承認いたしました異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第117号は原案どおり可決されました。

○

○矢野伸一郎議長 次に、日程10 議案第88号から議案第98号まで、議案第100号から議案第116号まで及び議案第118号から議案第120号までを一括議題いたします。

理事者の説明を求めます。行政経営部長。

（行政経営部長登壇）

○今峰みちの行政経営部長 御上程いただきました議案第88号及び議案第118号につきまして、提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第88号 吹田市旅費条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

議案書25ページをお願いいたします。

本案は、本年4月1日に改正されました国家公務員等の旅費に関する法律等の内容に準じ、日当の廃止、宿泊料の算定方法の変更などを行うものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料の現行・改正案対照表により御説明申し上げます。

議案参考資料5ページをお願いいたします。

第4条につきましては、国家公務員等の旅費制度に準拠し、旅費の種目を変更するものでございます。

5ページから6ページにかけての第5条から第7条までにつきましては、文言の整備を行うものでございます。

7ページの現行第8条につきましては、日当及び宿泊料を廃止するものでございます。

改正案第8条につきましては、現行第7条の車賃に代わり、その他の交通費を定めるものでございます。

改正案第9条につきましては、現行第8条の宿泊料に代わり宿泊費を、改正案第10条につきましては、新たに鉄道賃等の交通費及び宿泊費が一体となったいわゆるパック旅行のための包括宿泊費を、8ページにかけての改正案第11条につきましては、現行第8条の日当に代わり宿泊手当を定め、文言の整備を行うものでございます。

改正案第12条から第14条までにつきましては、それぞれ移転料に代わり転居費を、着後手当に代わり着後滞在費を、扶養親族移転料に代わり家族移転費を定め、文言の整備を行うものでございます。

9ページの現行第13条及び第14条並びに10ページの別表につきましては、第5条から第8条までの改正により、不要となる規定を削除するものでございます。

改正案の第16条から第20条までにつきましては、それぞれ文言の整備等の規定の整理を行うものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、28ページをお願いいたします。

附則でございますが、附則第1項につきましては、この条例の施行期日を令和8年（2026年）4月1日と定めるものでございます。

次に、附則第2項から第4項までにつきましては、本案の制定に伴い、吹田市報酬及び費用弁償条例、吹田市実費弁償条例及び吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を改正するものでございます。

改正内容は、これらの条例において引用しております本条例の条項変更に伴う規定整備を行うものでございます。

議案第88号の説明は以上でございます。

なお、参考資料といたしまして、議案参考資料の11ページから13ページまでに附則の第2項から第4項までによる条例改正の現行・改正案対照表を、また、15ページから18ページまでに本案の概要をそれぞれお示しいたしておりますので、併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第118号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明を申

し上げます。

議案書103ページをお願いいたします。

本案の歳入歳出予算の補正は、3,788万5,000円を追加し、補正後の総額を1,811億1,248万7,000円とするものでございます。

105ページ下段の歳出の表をお願いいたします。

第2款 総務費、第2項 徴税費で2,047万3,000円の追加は、税制改正に伴うシステム改修費用でございます。

次に、第3項 戸籍住民登録費で1,063万6,000円の追加は、民法等の一部改正に伴うシステム改修費用でございます。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費で72万円の追加は、建物明渡し義務不存在確認請求事件に伴う弁護士報酬でございます。

次に、第2項 児童福祉費537万2,000円及び第4款 衛生費、第1項 保健衛生費68万4,000円の追加は、過年度国庫支出金返還金でございます。

次に、上段の歳入の表をお願いいたします。

第18款 繰入金、第1項 基金繰入金で3,788万5,000円の追加は、財政調整基金繰入金でございます。

106ページ107ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正でございますが、第8款 土木費 第5項 都市計画費、上の川周辺整備事業から、第9款第1項 消防費、消防庁舎等管理事業までの4事業につきまして、関係者との協議に時間を要した等の理由により、年度内の事業完了が困難となったことから、それぞれお示しのとおり繰り越すものでございます。

108ページ、109ページをお願いいたします。

次に、第3表 債務負担行為補正でございますが、（仮称）南千里駅前公共公益施設整備事業から都市計画道路千里丘朝日が丘線街路築造工事までの7事業につきまして、それぞれお示しのとおり追加、変更または廃止をするものでございます。

議案第118号の説明は以上でございます。

なお、議案参考資料131ページから147ページに資料をお示しいたしております。

以上が、議案第88号及び議案第118号の提案の理

由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

（都市計画部長登壇）

○清水康司都市計画部長 御上程いただきました議案第89号及び議案第94号につきまして、提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。まず、議案第89号 吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

議案書の29ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、建築基準法施行令の一部改正に伴う規定整備を行うものでございます。

改正案の内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、19ページの現行・改正案対照表を御覧いただきたいと存じます。

第11条第1項の表、第34号の2の改正でございますが、引用しております建築基準法施行令の条項移動に伴う規定整備を行うものでございます。

議案書の29ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行することといたしております。

続きまして、議案第94号 旧市営岸部北住宅解体撤去工事請負契約の一部変更につきまして御説明申し上げます。

議案書の41ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、令和6年（2024年）9月定例会におきまして御可決賜りました契約内容のうち、請負金額を2億195万4,500円から2億690万8,900円に変更をお願いするものでございます。

変更の理由でございますが、本工事の設計図書に記載がなく、また、過去の竣工図等にも構造物を造った記録がない場所にくいが存置されていることが確認されたことから、くいの撤去に必要な工事費を増額しようとするものでございます。

なお、参考資料といたしまして、議案参考資料の51ページに、変更の内容をお示しいたしておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上が、議案第89号及び議案第94号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 土木部長。

（土木部長登壇）

○真壁賢治土木部長 御上程いただきました議案第90号、議案第91号及び議案第115号につきまして、提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第90号 吹田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書31ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、道路占用料の額につきまして、算定の基礎となる土地の評価額を、現時点で最新の令和6年度（2024年度）のものに更新するとともに、算定に使用する使用料率などが記載されている国の道路占用料改定のポイントが令和4年12月に改定されたことを踏まえて、改定するものでございます。

改正案の内容につきまして、議案参考資料21ページを御覧いただきたいと存じます。

改正案第5条につきましては、占用料の還付に係る規定を整備するものでございます。

25ページにかけての別表の改正につきましては、道路占用料を改定するものでございます。

同表の改正案のうち、22ページから23ページにかけての自動運行補助施設及び24ページの令第7条第2号に掲げる工作物につきましては、道路法の改正により、道路の占用が可能となった物件の道路占用料を定めるものでございます。

議案書33ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、附則第1項及び第2項につきましては、この条例は、令和8年4月1日から施行し、同日以降の占用に係る占用料について適用することといたしております。

附則第3項につきましては、本条例を引用しております吹田市下水道条例の一部改正でございまして、本条例の条項の変更に伴う規定整備を行うものでございます。

なお、その他の参考資料といたしまして、議案参考資料26ページに、吹田市下水道条例の現行・改正案対照表を、27ページから32ページにかけて、吹田市道路占用料徴収条例の一部改正についてをお示ししております。

次に、議案第91号 吹田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書の35ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、議案第90号による道路占用料の改定に準じ、公園の占用の許可に係る使用料を改定するものでございます。

改正案の内容につきまして、議案参考資料33ページを御覧いただきたいと存じます。

34ページにかけての別表第3の改正につきましては、占用に係る使用料を改定するものでございます。同表の改正案のうち、34ページの0第12条第2項第1号の3に掲げる発電施設につきましては、吹田市都市公園法施行令の改正により、公園の占用が可能となった物件の占用に係る使用料を定めるものでございます。

議案書36ページにお戻りいただきたいと存じます。

附則でございますが、この条例は、令和8年4月1日から施行し、同日以降の占用に係る使用料について適用することといたしております。

なお、その他の参考資料といたしまして、議案参考資料35ページから37ページにかけて、吹田市都市公園条例の一部改正についてをお示しいたしております。

次に、議案第115号 吹田市花とみどりの情報センターの指定管理者の指定につきまして御説明申し上げます。

議案書83ページ及び議案参考資料の125ページから128ページまでを御覧いただきたいと存じます。

吹田市花とみどりの情報センターの指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第3項及び吹田市花とみどりの情報センター条例第10条の規定に基づき、その管理運営を行う指定管理者を指定するものでございます。

指定管理者候補者は、株式会社日比谷アメニスで

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

ございます。指定の期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年でございます。

指定管理者候補者の選定につきましては、本年7月28日から募集要項を配布し、9月5日までを募集期間とし、公募を実施いたしました。

その後、応募のありました1団体を対象に、指定管理者候補者としての適格性を判断していただくため、学識経験者等で構成する選定委員会を本年9月26日に開催し、その選定結果を踏まえまして、指定管理者として指定しようとするものでございます。

なお、議案参考資料に、指定管理者候補者の団体概要、選定の概要及び採点集計表をお示しいたしておりますので、併せて御覧いただきますようお願いいたします。

以上が、議案第90号、議案第91号及び議案第115号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長　学校教育部長。

（学校教育部長登壇）

○井田一雄学校教育部長　御上程いただきました議案第92号　吹田市立千里第3小学校、昇降機等増築及び旧千里山西デイサービスセンター大規模改修ほか工事（建築工事）請負契約の締結につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

なお、本議案に関わります予算につきましては、本年2月定例会におきまして、債務負担行為の御議決を賜ったものでございます。

議案書の37ページをお願いいたします。

本案件につきましては、制限付一般競争入札の実施により、去る10月23日に請負者が決定いたしましたことから、請負契約を締結しようとするものでございます。

工事の概要でございますが、児童数の増加により、普通教室の不足が見込まれております千里第三小学校におきまして、鉄骨造、地上2階建て昇降機棟の増築工事、旧千里山西サービスセンター棟の大規模改修及び既存校舎棟の改修工事を実施しようとするものでございます。

議案書の38ページをお願いいたします。

工事場所は、吹田市千里山西2丁目13番1号ほか、工期は、本定例会議議決後から令和9年3月15日までを予定しており、請負金額は3億5,824万8,000円、請負者は株式会社エーユーでございます。

なお、議案参考資料の39ページから47ページに工事の概要、請負者の営業の沿革、工事経歴書、貸借対照表、損益計算書、配置図、工事概要等をお示しいたしておりますので、御参考の上、よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長　環境部長。

（環境部長登壇）

○道澤宏行環境部長　御上程いただきました議案第93号及び議案第100号につきまして、提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第93号　吹田市破碎選別工場等改修工事建築工事請負契約の一部変更につきまして御説明申し上げます。

議案書39ページをお願いいたします。

本案は、令和6年5月定例会において御可決賜りました契約内容のうち、請負金額を変更するものでございます。

変更理由でございますが、令和7年2月17日付、国土交通省から賃金等の急激な変動に対する工事請負契約書第26条第6項、いわゆるインフレスライド条項の運用についての通知の趣旨に沿い、受注者から請負金額の変更請求がありましたので、請負金額を2億7,402万7,600円から2億7,578万7,600円に変更するものでございます。

なお、参考資料といたしまして、議案参考資料の49ページに概要をお示しいたしておりますので、御参考いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第100号　公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について御説明申し上げます。

このような御提案をさせていただくことにつきまして、誠に申し訳なく存じております。

議案書53ページをお願いいたします。

本件事故による損害賠償額は81万3,500円、賠償の相手方は本件事故により損害を受けた個人でございます。

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

事故の概要につきましては、議案参考資料により御説明申し上げますので、63ページをお願いいたします。

事故の概要でございますが、本年10月9日午前9時31分頃、吹田市千里郵便局の駐車場において、環境部環境政策室職員が軽自動車から降りる際、助手席のドアを少し開けた状態にしていたところ、ドアが強風にあおられ、同車の隣に駐車していた相手方個人所有の普通乗用車に接触し、同車が損傷したものでございます。

示談内容といたしまして、自動車修理代、レンタカ一代といたしまして、損害総額81万3,500円の全額を、本市の損害賠償額とするものでございます。

本件事故によります損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済から全額給付されるものでございます。

車両運行につきましては万全を期すよう、常々指導しているところでございますが、事故後、改めて安全管理の徹底を図るよう、職員に注意喚起を行いました。今後とも、車両運行上の安全管理にはなお一層の注意をし、事故防止に努めてまいりたいと存じます。

以上が、議案第93号及び議案第100号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 地域整備担当理事。

（理事（地域整備担当）登壇）

○梶崎浩明理事（地域整備担当） 御上程いただきました議案第95号、議案第96号及び議案第120号につきまして、提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第95号は、令和6年9月定例会において御可決賜りました上の川上面整備工事請負契約の請負金額を変更するものでございます。

議案書の43ページをお願いいたします。

国からの要請通知を受けました賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第26条第6項、いわゆるインフレスライド条項の適用により、受注者から請負金額の変更の請求がありましたので、請負金額を3

億368万5,800円から3億1,342万800円に変更しようとするものでございます。

続きまして、議案第96号は、令和7年2月定例会において御可決賜りました佐井寺西地区画整理事業に係る雨水調整池等築造工事（その2）請負契約の工期を変更するものでございます。

議案書45ページをお願いいたします。

変更理由といたしましては、作業箇所の地表部分が軟弱であり、建設機械搬入のための整地に期間を要したこと、及び予想以上に地下水位が高く、掘削作業に伴う排水や土砂の自然乾燥等にも期間を要し、工期内の完成が困難となったため、期末を令和8年1月30日から令和8年3月16日に変更しようとするものです。

なお、議案参考資料の53ページから55ページに、議案第95号及び議案第96号の請負契約の一部変更に係る概要をお示ししておりますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第120号 令和7年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

議案書の125ページをお願いいたします。

第1表 繰越明許費でございますが、第1款第1項 用地取得費の千里丘朝日が丘線用地取得事業は、被補償者との協議に時間を要し、年度内の完了が困難となったため、令和8年度へ繰り越すものでございます。

なお、議案参考資料の149ページに概要を示しておりますので、御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上が、議案第95号、議案第96号及び議案第120号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 地域教育部長。

（地域教育部長登壇）

○二宮清之地域教育部長 御上程いただきました議案第97号 重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事（I期工事）請負契約の一部変更について説明申し上げます。

議案書47ページを御覧いただきたいと存じます。本案は、令和4年5月定例会において、契約締結の御可決を賜っておりますが、令和6年2月定例会に続き、このたびも請負金額を変更するものでございます。

変更の理由と内容につきましては、令和7年2月17日付の国土交通省からの通知の趣旨に沿い、受注者から賃金等の急激な変動に対する工事請負契約書第26条第6項、いわゆるインフレスライド条項による請負金額の変更の請求があつたため、これを適用し、本工事の請負金額を9億611万4,000円から9億3,443万9,000円に変更しようとするものでございます。

なお、この増額につきましてはさきの令和7年9月定例会で一般会計補正予算（第2号）の債務負担行為補正の追加として御承認いただいております。

そのほか、参考資料といたしまして、議案参考資料の57ページに概要を示しておりますので、御参照の上、御審議いただき、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

（福祉部長登壇）

○梅森徳晃福祉部長 御上程いただきました議案第98号 調停条項案の受諾につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

議案書49ページを御覧ください。

本案は、社会福祉法人さつき福祉会が、吹田市出口町784番1の土地上にある本市所有の建物の明渡し義務がないことの確認を求めて申し立てました調停申立て事件について、調停を成立させるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、調停条項案を受諾しようとするものでございます。

調停条項案でございますが、1点目は、本件建物の使用貸借契約が本年3月31日をもって終了したことを相互に確認すること、2点目及び3点目は、申立人は、本件建物を令和8年（2026年）12月31日までに明け渡すこと、4点目は、申立人は明渡し後に、本件建物内に残置した動産類について、その所有権を放棄し、本市がこれを処分する場合には、その費用を負担すること、5点目は申立人が明渡しを遅滞

したときは違約金として1,050万円及び令和9年（2027年）1月1日から、明渡し済みまで1か月につき50万円を支払うこと、50ページに参りまして、6点目及び7点目は、本件建物の底地の借地契約を、建物の明渡し日をもって合意解約し、日払い分の貸付料は日割り計算にて精算すること、8点目は、吹田市出口町784番1の土地上にある申立人所有の建物の利用に必要な水道管、電線、ごみ置場、駐輪場、通路等を引き続き使用することについて、別途協議すること、9点目は、災害等の不可抗力により、本調停条項の全部または一部について履行遅滞、履行不能に陥ったときは、本件建物の明渡し及び違約金の支払いについて別途協議すること、10点目は調停費用は各自の負担とすることでございます。

本事案の概要等につきましては議案参考資料にて御説明申し上げますので、議案参考資料59ページを御覧ください。

まず、事案の概要でございますが、本市は昭和58年（1983年）に本件土地及び建物を申立人に無償で貸し付け、申立人はさつき障害者作業所として本件建物の使用を開始しました。

平成30年度（2018年度）からは、本件建物については、使用貸借契約による無償貸付けを継続する一方、その土地については、有償の借地契約に変更いたしました。本件建物は老朽化が進み、利用者の安全が確保されない状態であったことから、本市が申立人に対し、移転等の抜本的な対応を求めてまいりましたが、申立人が何ら対応を取らないまま、契約期限の令和5年（2023年）3月31日が到来することとなったため、やむを得ず契約期限を本年3月31日までとし、以降は更新を行わないこととする旨の使用貸借契約を締結いたしました。

その後、当該契約期限が近づき、本市が申立人に対し、本件建物の明渡しを求めていたところ、申立人が本件建物に係る明渡し義務の不存在の確認を求め、本年1月23日付で、民事調停法に基づく調停を吹田簡易裁判所に申し立てたものでございます。

60ページに参りまして、この調停条項案を受諾する理由といたしましては、1点目は、条項案に定める期限までに本件建物を明け渡すべき義務が申立人

に課せられていること、2点目は、違約金の支払いに係る条項案により、明渡し義務の履行の実効性が担保されていると評価することができることでございます。

今後につきましては本案の御可決を賜りました後に、令和8年（2026年）1月9日に開催が予定されております次回調停期日におきまして、調停が成立する予定でございます。

なお、議案参考資料には、調停の概要及び経過をお示ししておりますので、併せて御覧いただきますようお願いいたします。

以上が、議案第98号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 説明の途中であります。議事の都合上、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時56分 休憩）



（午後1時 再開）

○矢野伸一郎議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き、理事者の説明を求めます。市民部長。

（市民部長登壇）

○大山達也市民部長 御上程いただきました議案第101号から議案第111号までの吹田市地区市民ホール7施設及び吹田市立コミュニティセンター4施設の指定管理者の指定につきまして、提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

いずれの公の施設の指定管理者につきましても、地方自治法第244条の2の規定に基づき、その管理に係る業務を行う指定管理者を指定するものでございます。

まず、議案書55ページを御覧いただきたいと存じます。

議案第101号から議案第107号までの吹田市地区市民ホール7施設の指定管理者の指定につきまして、御説明申し上げます。

吹田市地区市民ホール条例に基づき、地域住民により組織された団体を指定管理者として選定するた

め、地域住民で構成された運営委員会からの申請を受け、本年10月2日に選定委員会を開催し、その選定結果を受けまして、指定管理者を指定するものでございます。

議案第101号 吹田市津雲台市民ホールの指定管理者につきましては、吹田市津雲台市民ホール運営委員会を指定するものでございます。

議案書57ページを御覧いただきたいと存じます。

議案第102号 吹田市高野台市民ホールの指定管理者につきましては、吹田市高野台市民ホール運営委員会を指定するものでございます。

議案書59ページを御覧いただきたいと存じます。

議案第103号 吹田市佐竹台市民ホールの指定管理者につきましては、吹田市佐竹台市民ホール運営委員会を指定するものでございます。

議案書61ページを御覧いただきたいと存じます。

議案第104号 吹田市桃山台市民ホールの指定管理者につきましては、吹田市桃山台市民ホール運営委員会を指定するものでございます。

議案書63ページを御覧いただきたいと存じます。

議案第105号 吹田市青山台市民ホールの指定管理者につきましては、吹田市青山台市民ホール運営委員会を指定するものでございます。

議案書65ページを御覧いただきたいと存じます。

議案第106号 吹田市古江台市民ホールの指定管理者につきましては、吹田市古江台市民ホール運営委員会を指定するものでございます。

議案書67ページを御覧いただきたいと存じます。

議案第107号 吹田市竹見台市民ホールの指定管理者につきましては、吹田市竹見台市民ホール運営委員会を指定するものでございます。

以上、吹田市地区市民ホール7施設の指定期間につきましては、令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日までの5年間でございます。

次に、議案書69ページを御覧いただきたいと存じます。

議案第108号から議案第111号までの吹田市立コミュニティセンター4施設の指定管理者の指定につきまして御説明申し上げます。

吹田市立コミュニティセンター条例に基づき、地域住民により組織された団体を指定管理者として選定するため、地域住民で構成されたコミュニティ協議会からの申請を受け、本年10月2日に選定委員会を開催し、その選定結果を受けまして、指定管理者を指定するものでございます。

議案第108号 吹田市立内本町コミュニティセンターの指定管理者につきましては、吹田市JR以南コミュニティ協議会を指定するものでございます。

議案書71ページを御覧いただきたいと存じます。

議案第109号 吹田市立亥の子谷コミュニティセンターの指定管理者につきましては、吹田市亥の子谷コミュニティ協議会を指定するものでございます。

議案書73ページを御覧いただきたいと存じます。

議案第110号 吹田市立千一コミュニティセンターの指定管理者につきましては、吹田市千里コミュニティ協議会を指定するものでございます。

議案書75ページを御覧いただきたいと存じます。

議案第111号 吹田市立千里山コミュニティセンターの指定管理者につきましては、千里山コミュニティ協議会を指定するものでございます。

吹田市立コミュニティセンター4施設の指定期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

以上が、議案第101号から議案第111号までの提案の理由及びその概要でございます。

なお、議案参考資料65ページから91ページまでに各地区市民ホールの指定管理者候補者の団体概要及び候補者選定の概要を、93ページから107ページまでに各コミュニティセンターの指定管理者候補者の団体概要及び候補者選定の概要をそれぞれお示ししておりますので、御参考の上、よろしく御審議いただき、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 都市魅力部長。

(都市魅力部長登壇)

○脇寺一郎都市魅力部長 御上程いただきました議案第112号から第114号までを一括して提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

初めに、議案第112号 吹田歴史文化まちづくり

センターの指定管理者の指定につきまして御説明申し上げます。

議案書の77ページをお願いいたします。

本案につきましては、本年7月10日から8月12日にかけて公募を実施し、応募のありました1団体を対象に選定委員会を開催し、その結果を踏まえ御提案するものでございます。

指定管理者として指定しようとする者は、特定非営利活動法人吹田歴史文化まちづくり協会でございます。

指定期間は令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日までの5年間でございます。

なお、議案参考資料の109ページから112ページにかけて、指定管理者候補者の団体概要及び選定の概要をお示ししております。

次に、議案第113号 吹田市立武道館の指定管理者の指定につきまして御説明申し上げます。

議案書の79ページをお願いいたします。

本案につきましては、本年10月6日から24日にかけて公募を実施し、応募のありました1団体を対象に選定委員会を開催し、その結果を踏まえ御提案するものでございます。

指定管理者として指定しようとする者は、南海ビルサービス株式会社でございます。

指定期間は令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日までの5年間でございます。

なお、議案参考資料113ページから118ページにかけて、指定管理者候補者の団体概要及び選定の概要をお示ししております。

最後に、議案第114号 吹田市立総合運動場の指定管理者の指定につきまして御説明申し上げます。

議案書の81ページをお願いいたします。

本案につきましては、本年10月6日から24日にかけて公募を実施し、応募のありました1団体を対象に選定委員会を開催し、その結果を踏まえ御提案するものでございます。

指定管理者として指定しようとする者は南海ビルサービス株式会社でございます。

指定期間は令和8年（2026年）4月1日から令和13年（2031年）3月31日までの5年間でございます。

なお、議案参考資料119ページから124ページにかけて、指定管理者候補者の団体概要及び選定の概要を示しております。

以上が、議案第112号から第114号までの提案理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○矢野伸一郎議長 健康医療部長。

（健康医療部長登壇）

○岡松道哉健康医療部長 御上程いただきました議案第116号及び議案第119号につきまして、提案の理由及びその概要を一括して御説明申し上げます。

まず、議案第116号 地方独立行政法人市立吹田市民病院第4期中期目標の策定につきまして御説明申し上げます。

議案書85ページを御覧ください。

本案は、地方独立行政法人法の規定に基づき、法人が達成すべき業務運営に関する目標を定めるものでございます。

以下、第4期中期目標の内容につきまして御説明申し上げます。

86ページ、87ページを御覧ください。

この中期目標は、前文及び5項目で構成しております。

89ページを御覧ください。

まず、第1といたしまして、中期目標の期間について定めるものでございます。

第2といたしまして、市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項について定めるものでございます。

92ページを御覧ください。第3といたしまして、業務運営の改善及び効率化に関する事項について定めるものでございます。

第4といたしまして、財務内容の改善に関する事項について定めるものでございます。

93ページを御覧ください。

最後に、第5といたしまして、その他の業務運営

に関する重要事項について定めるものでございます。

なお、議案参考資料129ページ、130ページに中期目標の法的根拠、策定の主な経過等につきまして、お示しいたしております。

次に、議案第119号 令和7年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、被保険者保険料還付金が予算を上回る見込みとなったことによるものでございます。

議案書117ページを御覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ950万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ329億5,277万5,000円とするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。

議案書122ページ、123ページ、歳出の表を御覧ください。

第5款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金で950万円を追加するものでございます。

次に、120ページ、121ページ、歳入の表を御覧ください。

第1款 国民健康保険料、第1項 国民健康保険料で950万円を追加するものでございます。

以上が、議案第116号及び議案第119号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、それぞれ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 説明が終りました。

質問は後日に受けることにいたします。

○矢野伸一郎議長 以上で本日の会議を閉じたいと存じます。

次の会議は12月3日（水曜日）午前10時に開会いたしますので、御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後1時14分 散会）

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

吹田市議会議長	矢野伸一郎	
吹田市議会議員	後藤恭平	
吹田市議会議員	玉井美樹子	
吹田市議会議員	後藤久美子	